

## 令和3年6月（第2回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第54号宇部市出張所設置条例及び宇部市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件外4件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第54号、第56号、報告第5号及び第6号の4件については全会一致をもって、また、議案第55号については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第54号宇部市出張所設置条例及び宇部市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

これは、岬小学校複合施設の供用開始に伴い、岬出張所及び岬ふれあいセンターの位置を変更するものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、地域イベント用品を旧ふれあいセンターの物品倉庫に当面保管する理由についてただしたところ、現在、当該地域のイベントは旧ふれあいセンターに隣接している明神公園で開催しているところである。新設されるグラウンドが使用できるようになるまでの当面の期間は旧施設の物品倉庫に保管するものであるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本案に対する審査の過程におきまして、一部委員から、新設される施設については、地域住民の利便性向上につながるように、早期に完成させて、全ての供用開始を早めるよう取り組まれたいと要望がなされましたことを申し添えます。

次に、議案第56号物品購入の件(電子黒板一式)についてです。

これは、国のGIGAスクール構想に基づき、電子黒板を整備し、ICT教育の推進を図るものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたびの契約に係る一般競争入札の状況についてただしたところ、参加事業者は6者あり、落札率は36.9%であった。また、今回購入価格が低くなった要因は、参加事業者が6者となったことから、競争原理が働いたことによるものであるとのことでした。

次に、国のGIGAスクール構想に基づき、電子黒板が整備されることであるが、重要なのは、ICT教育において、学校現場がどのように活用するのか、また、今後どのように検証を行うのかということである。これらの点について、市はどのように考えているのかただしたところ、ICTを導入するからには、子供たちの学力向上、または授業改善につなげていかなければいけないと思っており、今後検証を進めていきたいと考えている。

また、ICTの導入により、本市では、子供たちにとって、分かる・できる授業を進めていく。そのためには、学習の見える化や効率化に取り組み、さらなるICT教育の充実に努める。

その上で、課題としては、教員が、タブレットや電子黒板等のICT活用に意義を持つことが重要であり、その活用方法などについて十分に理解しておくことが必要であると考えている。そのため、今後、ICTに関する教員研修を行っていくとのことでした。

次に、ICTスキルにおける教員の個人差をどのように解消するのかただしたところ、各学校でのICTの活用事例等を基にした、実践的な研修を実施していくとのことでした。

次に、運用マニュアルは策定しているのかただしたところ、マニユア

ルについてはこれから整備する。現時点では、その仕様づくりの前段となるセキュリティーポリシーを策定しており、各学校へ配付しているところであるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、報告第5号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市介護保険条例の一部を改正する条例（令和3年条例第21号））及び

報告第6号専決処分を報告し、承認を求める件（宇部市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年条例第22号））についてです。

これらは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免措置の延長その他所要の整備を行ったものです。

また、これらの専決処分については、特に緊急を要したため、やむなく地方自治法の規定に基づき、専決処分をしたものです。

それではまず、報告第5号に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、新型コロナウイルスの影響によって令和2年度に引き続き実施される介護保険の減免措置に関し、昨年度の実績と今年度の減免手続についてただしたところ、昨年度に失業等の減収により減免した件数は、全体で27件である。その内訳としては、10分の10の減免が19件、減免額は158万1,523円、10分の8の減免が8件、減免額は66万4,047円となったところである。

また、減免手続としては、申請に基づき行うこととしているが、昨年度より電話で相談いただき、郵送申請も受け付けているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって承認することに決定しました。

なお、本件に対する審査の過程におきまして、一部委員から、収入が著しく減少された方への救済措置であるため、対象者を誰一人取りこぼさないように尽力されたいとの要望がなされましたことを申し添えま

す。

次に、報告第6号に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、新型コロナウイルスの影響によって令和2年度に引き続き実施される国民健康保険の減免措置に関して、昨年度の実績と今年度の見込みについてただしたところ、減免件数は224件、減免額は5,522万4,722円となっている。このうち約85%に当たる186件が主たる生計維持者の前年合計所得額が300万円以下の世帯に対する減免であった。また、所得額400万円以下の減免は19件、550万円以下の減免は9件、750万円以下の減免は7件、1,000万円以下の減免は3件となったところである。

今年度の減免申請は、これから受付を始めていくため、見込みではあるが、昨年度の実績を下回ると想定しているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって承認することに決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案等につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。